

埼玉乳がん検診検討会会則

(名称)

第 1 条 この検討会は、埼玉乳がん検診検討会（英文名 The Investigative commision of Breast Cancer Screenig in Saitama）（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を（医療法人社団啓優会・新都心レディースクリニック）に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、乳がん検診に関する話題についての情報交換を行い、会員の知識向上を図るとともに、埼玉の乳がん検診の質の向上に寄与することを目的とする。

(会員)

第 条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

一 会員

埼玉に在住または主たる勤務先があり、乳がん検診に関する医学・医療の関心をもつ者で、本会の目的に賛同して入会した者

二 顧問

本会に対し重要な知識の提供や提言を行えるもので、代表世話人が世話人会の賛同を経て顧問とすることができる。

(役員)

第 4 条 本会に次の役員を置く。

一 世話人

二 代表世話人 1 名

三 庶務担当世話人 2 名

(役員を選任)

第 5 条 世話人は会員の中から選任する。

2 代表世話人は、世話人の中から選任する。

3 代表世話人は、必要に応じて庶務世話人と協議し、適宜世話人を変更することができる。

(役員の職務)

第 6 条 代表世話人は、本会の職務を総理し、本会を代表する。

- 2 庶務担当世話人は、代表世話人を補佐し、事務を担当するとともに、代表世話人に事故あるときまた欠けたときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、特に設けない。

- 2 役員は、再任を妨げない。

(検討会招集等)

第8条 代表世話人は、適宜検討会を開催するために世話人を招集する。

- 2 代表世話人は、世話人に対して、適宜非世話人の召集を依頼する。

(議事録)

第9条 検討会の議事録は、庶務担当世話人が作成し、これを保存する。

(会則変更)

第10条 この会則の変更は、代表世話人が世話人会と協議の上行う。

(解散)

第11条 本会の解散は、代表世話人が世話人と協議の上行う。

(書類および帳簿の備付等)

第12条 本会の庶務担当世話人は、次の書類を備えなければならない。

- 一 本会会則
- 二 世話人の名簿
- 三 検討会の内容に関する書類

付則

- 1 この会則は平成29年4月1日より施行する。

代表世話人

矢形 寛 埼玉医科大学総合医療センター

庶務担当世話人

甲斐 敏弘 新都心レディースクリニック

二宮 淳 二宮病院

世話人（順不同）

洪 淳一 こう外科クリニック

斎藤 毅 さいたま赤十字病院

廣瀬 哲也 ひろせクリニック

中野 聡子 川口市立医療センター

歌田 貴仁 歌田乳腺・胃腸クリニック

櫻井 孝志 埼玉メディカルセンター

大崎 昭彦 埼玉医科大学国際医療センター

高橋 孝郎 埼玉医科大学国際医療センター

秦 怜志 三井病院

尾本 きよか 自治医科大学附属さいたま医療センター

佐久間 浩 株式会社ソノグラフィーズ

尾形 智幸 さいたま赤十字病院

田中 宏 埼玉県立小児医療センター

栗原 和江 くまがやピンクリボンの会代表

顧問

黒住 昌史 埼玉県立がんセンター

佐伯 俊昭 埼玉医科大学国際医療センター